

全生中発第 76 号
令和 8 年 2 月 6 日

全国生活衛生同業組合連合会
理事(会)長 様

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会
理 事 長 大 森 利 夫
(公印省略)

**受動喫煙防止対策の見直し議論に伴う生活衛生同業組合店舗等の
喫煙環境状況等の調査について（協力依頼）**

この度、厚生労働省の厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会に「受動喫煙対策専門委員会」が設置され、令和 7 年 11 月 25 日に第 1 回専門委員会、12 月 25 日に第 2 回専門委員会が開催されました。

委員会では、健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 年 法律第 78 号。調査票の記述において「改正健康増進法」という。)の受動喫煙防止対策について、見直し議論が行われています。

このため、今後の審議において生活衛生同業組合員の店舗、施設の喫煙環境の状況についても問われる可能性が高く、組合としても意見、要望を主張する際に現状を把握しておくことが重要であることから、組合員のご協力を得てアンケート調査を実施いたします(調査票 A~D)。

また、受動喫煙防止対策に関する組合等による指導、支援の状況についても問われる可能性があることから、食品関係の全国連合会に対しては別途アンケート調査を実施する予定です。

つきましては、ご多忙のおり大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力いただきま
すよう宜しくお願ひいたします。

■ アンケート調査

アンケートの調査票は、店舗、施設の区分により異なるため、次の4種類(A～D)の調査票の中から該当する調査票を選択してお答えください。

調査票は、

- ① のQRコード
- ② (公財)全国生活衛生営業指導センターのホームページ
- ③ 「せいえいNAVI」

のいずれからでもご回答いただけます。

A 既存特定 飲食提供施設	B その他の 飲食提供施設	C 喫煙目的施設	D 飲食以外の 施設
次に該当する店舗、施設 ・令和2年4月1日 以前から営業 ・客席面積 100 m ² 以下 ・資本金 5000万円以下	次の①又は②に該当する店舗、施設 ① 令和2年4月1日 以前から営業 ・客席面積 100 m ² 超 ・資本金 5000万円超 ② 令和2年4月2日 以後に開業	次に該当する店舗、施設 ・喫煙場所の提供が主目的 ・たばこ対面販売(出張販売)を実施 ・飲食提供設備あり ・通常主食と認められる食事を主として提供しない	理容、美容、興行、宿泊、公衆浴場、クリーニング、食鳥肉販売、食肉販売、冰雪販売営業の店舗、施設
▶ QR から調査票 A へ 	▶ QR から調査票 B へ 	▶ QR から調査票 C へ 	▶ QR から調査票 D へ 
▶ 公益財団法人 全国生活営業指導センターホームページの調査票 A・B・C・D から選択して回答 https://www.seiei.or.jp/top/index.html			
▶ 「せいえい NAVI」へアクセスし、次の手順に従って調査票 A・B・C・D へ ① トップ画面の「検索」をタッチ(タップ) ② フリーワード欄に「受動喫煙防止対策アンケート」と入力し、「検索」をタッチ(タップ) ③ 調査票 A・B・C・D から該当する調査票を選択し、タッチ(タップ)して回答			

■ 回答期限

令和8年2月24日(火)までにご回答ください。何卒ご協力をお願いいたします。

※ アンケートの回答は統計的に処理され、個人が特定されることはありません。

※ 当アンケート調査を目的以外に使用することはできません。

調査票 A	既存特定飲食提供施設
	〔調査対象店舗等〕 令和 2 年 4 月 1 日以前から営業しており、かつ、客席面積 100 m ² 以下、資本金 5000 万円以下の飲食提供店舗、施設(以下「店舗等」という。)

Q1. 貴店舗等の現在の経営業態を選択してください。

- ① 居酒屋
- ② バー・スナック・クラブ・ナイトクラブ
- ③ ダイニングバー
- ④ 喫茶店、カフェ
- 〔その他の飲食店〕
- ⑤ 食堂、レストラン
- ⑥ 麺類(蕎麦、うどん等(中華そばを除く。))
- ⑦ 寿司
- ⑧ 中華(中華そばを含む。)
- ⑨ 料亭
- ⑩ その他

Q2. 現在経営している店舗等の喫煙環境(紙巻たばこ)についてお答えください。

(複数回答可)

- ① 店内は全面的に「禁煙」(喫煙専用室を設置していない)
- ② 店内に「喫煙専用室(食事等不可)」を設置
- ③ 店内を「喫煙エリア」と「禁煙エリア」に区分
- ④ 店内は全て「喫煙、飲食可能」
- ⑤ 店外のみに喫煙スペースを設置

Q3. 現在経営している店舗等の喫煙環境(加熱式たばこ)についてお答えください。

(複数回答可)

- ① 店内は「加熱式たばこも全面的に禁煙」
- ② 店内に「加熱式たばこ喫煙専用室(食事不可)」を設置
- ③ 店内に「加熱式たばこ喫煙室(食事可能)」を設置
- ④ 店内を「喫煙エリア」と「禁煙エリア」に区分(壁、大型パーティションで区分)
- ⑤ 店内は全て「加熱式たばこ喫煙、飲食可能」

Q4. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策(ルール)について、見たり聞いたことがあるものを選んでください。(複数回答可)

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導セン

- ターによる情報発信、啓発、ホームページ、リーフレット等
- ② 国、自治体、日本政策金融公庫のホームページ、リーフレット等
 - ③ 営業許可、許可更新手続きの際に保健所等から説明
 - ④ 該当なし
 - ⑤ その他（自由記載：）

Q5. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策(ルール)に関する認識、理解についてお答えください。

- ① 十分に認識、理解している
- ② どちらかというと認識し、理解している
- ③ どちらかというと認識、理解していない
- ④ ほとんど認識、理解していない
- ⑤ 認識、理解する機会がなかった

Q6. 受動喫煙防止対策の標識(ステッカー)掲示の状況についてお答えください。

- ① 店舗等の入口に「喫煙可能店」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ② 店舗等内に「喫煙可能室」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ③ 店舗等の入口もしくは店内に「禁煙」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ④ 標識(ステッカー)を掲示していない

Q7. 標識(ステッカー)を掲示していない場合は、その理由についてお答えください。
(Q6で④を選択した方のみ回答)

- ① 標識を掲示しなければならないことを知らなかつた
- ② どこに、どの様な標識を掲示するのか分からなかつた
- ③ 標識の種類が多くて分からなかつた
- ④ その他（自由記載：）

Q8. 20歳未満の「従業員」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。
(複数回答可)

- ① 措置を講じている(喫煙区画の業務は他の従業員(20歳以上)が行っている)
- ② 20歳未満の従業員は雇っていない
- ③ 喫煙区画はない
- ④ 措置を講じていない

Q9. 20歳未満の「利用者・消費者」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。(複数回答可)

- ① 措置を講じている(店舗等入口、喫煙区画入口に注意喚起の標識(ステッカー)を掲示)
- ② 20歳未満の来客は入店できないこととしている
- ③ 20歳未満の来客は禁煙区画へ案内している
- ④ 喫煙区画はない
- ⑤ 措置は講じていない
- ⑥ その他の措置を講じている(自由記載:)

Q10. 標識(ステッカー)は主にどのように準備(入手)しましたか。(複数回答可)

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターから入手、提供された
- ② 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターのホームページからダウンロードして印刷した
- ③ 国、自治体(保健所等)から入手、提供された
- ④ 国、自治体のホームページからダウンロードして印刷した
- ⑤ 自身で作成した(購入した場合を含む。)
- ⑥ 標識(ステッカー)を掲示していない
- ⑦ その他 (自由記載:)

Q11. 標識(ステッカー)を、掲示し始めたのはいつ頃からですか。(Q10で⑥を選択した方は、Q12へ移動)

- ① 令和2年(2020年)の改正健康増進法の施行時期頃から掲示
- ② 令和3年(2021年)頃から掲示
- ③ 令和4年(2022年)頃から掲示
- ④ 令和5年(2023年)頃から掲示
- ⑤ 令和6年(2024年)頃から掲示
- ⑥ 令和7年(2025年)頃から掲示

Q12. 令和2年の改正健康増進法施行時期とコロナ禍が重なりましたが、受動喫煙防止対策について十分な対策が実施できたと思いますか。(店内に喫煙室を設置するなど)(複数回答可)

- ① 十分できた
- ② 実施できた
- ③ ほとんど実施できなかった
- ④ 全く実施できなかった
- ⑤ コロナ禍でなければ実施できた

Q13. 厚生労働省の「飲食店における受動喫煙対策キャンペーン」として、飲食店における改正

健康増進法(受動喫煙防止対策)の施行状況について確認調査が実施されましたが、以下の期間に保健所等の役所による調査を受けましたか。(対象期間:令和7年5月26日~6月6日)

- ① 調査を受けた
- ② 調査を受けていない

Q14. 令和2年の改正健康増進法(受動喫煙防止対策)の施行により、店舗等の喫煙環境が変化した結果、売上や来店客数に変化はありましたか。

- ① 来店客数が増え、売上が上がった
- ② 来店客数が減り、売上が下がった
- ③ 変わらない
- ④ 分からない
- ⑤ その他(自由記載:)

Q15. 令和2年の改正健康増進法施行によって、店舗等の喫煙環境を変更した結果、従業員の確保に影響はありましたか。

- ① 従業員を確保しやすくなった
- ② 従業員を確保しにくくなった
- ③ 変わらない
- ④ 分からない

Q16. お客様から次のような苦情をもらったことがありますか。(複数回答可)

- ① 紙巻たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ② 加熱式たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ③ 紙巻たばこを吸わせてほしい
- ④ 加熱式たばこを吸わせてほしい
- ⑤ 苦情はない

Q17. 改正健康増進法の見直しにより、店舗等内において喫煙ができなくなったら困りますか。

- ① 困る
- ② 困らない

Q18. 店舗等内を全面禁煙とする予定はありますか。

- ① 禁煙とする予定がある
- ② 禁煙とする予定はない
- ③ 現在、店舗等内に喫煙環境はない
- ④ 分からない

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。

調査票 B	【他の飲食提供施設】
	【調査対象店舗等】① 令和2年4月1日以前から営業し、かつ、客席面積が100m ² を超え、資本金5000万円超えの飲食提供店舗、施設。② 令和2年4月2日以降に開業した飲食提供店舗、施設。上記①又は②に該当する施設(①、②を以下「店舗等」という。)

Q1. 貴店舗等の現在の経営業態を選択してください。

- ① 居酒屋
- ② バー・スナック・クラブ・ナイトクラブ
- ③ ダイニングバー
- ④ 喫茶店、カフェ

【他の飲食店舗等】

- ⑤ 食堂、レストラン
- ⑥ 麺類(蕎麦、うどん等(中華そばを除く。))
- ⑦ 寿司
- ⑧ 中華(中華そばを含む。)
- ⑨ 料亭
- ⑩ その他

Q2. 貴店舗等の営業開始年についてお答えください。

- ① 令和2年4月1日以前より営業
- ② 令和2年4月2日以降に営業
- ③ 令和3年中
- ④ 令和4年中
- ⑤ 令和5年中
- ⑥ 令和6年中
- ⑦ 令和7年中

Q3. 現在経営している店舗等の喫煙環境(紙巻たばこ)についてお答えください。

(複数回答可)

- ① 店内は全面的に「禁煙」(喫煙専用室を設置していない)
- ② 店内に「喫煙専用室(食事等不可)」を設置
- ③ 店内を「喫煙エリア」と「禁煙エリア」に区分
- ④ 店内は全て「喫煙、飲食可能」
- ⑤ 店外のみに喫煙スペースを設置

Q4. 現在経営している店舗等の喫煙環境(加熱式たばこ)についてお答えください。

(複数回答可)

- ① 店内は「加熱式たばこも全面的に禁煙」
- ② 店内に「加熱式たばこ喫煙専用室(食事不可)」を設置
- ③ 店内に「加熱式たばこ喫煙室(食事可能)」を設置
- ④ 店内を「喫煙エリア」と「禁煙エリア」に区分(壁、大型パーティションで区分)
- ⑤ 店内は全て「加熱式たばこ喫煙、飲食可能」

Q5. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策（ルール）について、見たり聞いたことがあるものを選んでください。（複数回答可）

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターによる情報発信、啓発、ホームページ、リーフレット等
- ② 国、自治体、日本政策金融公庫のホームページ、リーフレット等
- ③ 営業許可、許可更新手続きの際に保健所等の役所から説明
- ④ 該当なし
- ⑤ その他（自由記載: ）

Q6. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策(ルール)に関する認識、理解についてお答えください。

- ① 十分に認識、理解している
- ② どちらかというと認識し、理解している
- ③ どちらかというと認識、理解していない
- ④ ほとんど認識、理解していない
- ⑤ 認識、理解する機会がなかった

Q7. 受動喫煙防止対策の標識(ステッカー)掲示の状況についてお答えください。

- ① 店舗等の入口に「喫煙可能店」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ② 店舗等内に「喫煙可能室」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ③ 店舗等の入口もしくは店内に「禁煙」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ④ 標識(ステッカー)を掲示していない

Q8. 標識(ステッカー)を掲示していない場合は、その理由についてお答えください。

(Q7で④を選択した方のみ回答)

- ① 標識を掲示しなければならないことを知らなかつた
- ② どこに、どの様な標識を掲示するのか分からなかつた
- ③ 標識の種類が多くて分からなかつた
- ④ その他（自由記載: ）

Q9. 20歳未満の「従業員」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。
(複数回答可)

- ① 措置を講じている(喫煙区画の業務は他の従業員(20歳以上)が行っている)
- ② 20歳未満の従業員は雇っていない
- ③ 喫煙区画はない
- ④ 措置を講じていない

Q10. 20歳未満の「利用者・消費者」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。(複数回答可)

- ① 措置を講じている(店舗等入口、喫煙区画入口に注意喚起の標識(ステッカー)を掲示)
- ② 20歳未満の来客は入店できないこととしている
- ③ 20歳未満の来客は禁煙区画へ案内している
- ④ 喫煙区画はない
- ⑤ 措置は講じていない
- ⑥ その他の措置を講じている(自由記載:)

Q11. 標識(ステッカー)は主にどのように準備(入手)しましたか。(複数回答可)

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターから入手、提供された
- ② 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターのホームページからダウンロードして印刷した
- ③ 国、自治体(保健所等)から入手、提供された
- ④ 国、自治体のホームページからダウンロードして印刷した
- ⑤ 自身で作成した(購入した場合を含む。)
- ⑥ 標識(ステッカー)を掲示していない
- ⑦ その他 (自由記載:)

Q12. 標識(ステッカー)を、掲示し始めたのはいつ頃からですか。

(Q11で⑥を選択した方は、Q13へ移動)

- ① 令和2年(2020年)の改正健康増進法の施行時期頃から掲示
- ② 令和3年(2021年)頃から掲示
- ③ 令和4年(2022年)頃から掲示
- ④ 令和5年(2023年)頃から掲示
- ⑤ 令和6年(2024年)頃から掲示
- ⑥ 令和7年(2025年)頃から掲示

Q13. 令和2年の改正健康増進法施行時期とコロナ禍が重なりましたが、受動喫煙防止対策について十分な対策が実施できたと思いますか。(店内に喫煙室を設置するなど)(複数回答可)

- ① 十分できた
- ② 実施できた
- ③ ほとんど実施できなかった
- ④ 全く実施できなかった
- ⑤ コロナ禍でなければ実施できた

Q14. 厚生労働省の「飲食店における受動喫煙対策キャンペーン」として、飲食店における改正健康増進法(受動喫煙防止)の施行状況について確認調査が実施されましたか、以下の期間に保健所等の役所による調査を受けましたか。(対象期間:令和7年5月26日~6月6日)

- ① 調査を受けた
- ② 調査を受けていない

Q15. 令和2年の改正健康増進法(受動喫煙防止対策)の施行により、店舗等の喫煙環境が変化した結果、売上や来店客数に変化はありましたか。

- ① 来店客数が増え、売上が上がった
- ② 来店客数が減り、売上が下がった
- ③ 変わらない
- ④ 分からない
- ⑤ その他(自由記載:)

Q16. 令和2年の改正健康増進法施行によって、店舗等の喫煙環境を変更した結果、従業員の確保に影響はありましたか。

- ① 従業員を確保しやすくなった
- ② 従業員を確保しにくくなった
- ③ 変わらない
- ④ 分からない

Q17. お客様から次のような苦情をもらったことがありますか。(複数回答可)

- ① 紙巻たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ② 加熱式たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ③ 紙巻たばこを吸わせてほしい
- ④ 加熱式たばこを吸わせてほしい
- ⑤ 苦情はない

Q18. 改正健康増進法の見直しにより、店舗等内において喫煙ができなくなったら困りますか。

- ① 困る
- ② 困らない

Q19. 店舗等内を全面禁煙とする予定はありますか。

- ① 禁煙とする予定がある
- ② 禁煙とする予定はない
- ③ 現在、店舗等内に喫煙環境はない
- ④ 分からない

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。

調査票 C	喫煙目的施設
	【調査対象店舗等】 喫煙場所を提供することが主目的で、たばこ対面販売(出張販売を含む)を行い、かつ、飲食提供設備はあるが、通常主食と認められる食事を主として提供しない店舗、施設(以下「店舗等」という。)

Q1. 貴店舗等の現在の経営業態を選択してください。

- ① 居酒屋
- ② バー・スナック・クラブ・ナイトクラブ
- ③ ダイニングバー
- ④ 喫茶店、カフェ
- ⑤ その他

Q2. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策（ルール）について、見たり聞いたことがあるものを選んでください。（複数回答可）

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターによる情報発信、啓発、ホームページ、リーフレット等
- ② 国、自治体、日本政策金融公庫のホームページ、リーフレット等
- ③ 営業許可、許可更新手続きの際に保健所等から説明
- ④ 該当なし
- ⑤ その他（自由記載：）

Q3. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策(ルール)に関する認識、理解についてお答えください。

- ① 十分に認識、理解している
- ② どちらかというと認識し、理解している
- ③ どちらかというと認識、理解していない
- ④ ほとんど認識、理解していない
- ⑤ 認識する、理解する機会がなかった

Q4. たばこ販売についてお答えください。

- ① たばこ小売販売の許可を取得している
- ② たばこ出張販売の許可を取得している
- ③ たばこ販売の許可は取得していない

Q5. 食事の提供についてお答えください。

- ① 常時主食を提供している

- ② ランチタイムのみ主食を提供している
- ③ 主食は提供していない(酒のつまみ程度の軽食を提供することはある)

Q6. 受動喫煙防止対策の標識(ステッカー)掲示の状況についてお答えください。

- ① 店舗等の入口に「喫煙目的店」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ② 店舗等内に「喫煙目的店」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ③ 標識(ステッカー)を掲示していない

Q7. 標識(ステッカー)を掲示していない場合は、その理由についてお答えください。

(Q6 で③を選択した方のみ回答)

- ① 標識を掲示しなければならないことを知らなかった
- ② どこに、どの様な標識を掲示するのか分からなかった
- ③ 標識の種類が多くて分からなかった
- ④ その他 (自由記載:)

Q8. 20歳未満の「従業員」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。

(複数回答可)

- ① 措置を講じている(喫煙区画の業務は他の従業員(20歳以上)が行っている)
- ② 20歳未満の従業員は雇っていない
- ③ 措置は講じていない

Q9. 20歳未満の「利用者・消費者」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。(複数回答可)

- ① 措置を講じている(店舗等入口、喫煙区画入口に注意喚起の標識(ステッカー)を掲示)
- ② 20歳未満の来客は入店できないこととしている
- ③ 20歳未満の来客は禁煙区画へ案内している
- ④ 措置は講じていない
- ⑤ 他の措置を講じている(自由記載:)

Q10. 標識(ステッカー)は主にどのように準備(入手)しましたか。(複数回答可)

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターから入手、提供された
- ② 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターのホームページからダウンロードして印刷した
- ③ 国、自治体(保健所等)から入手、提供された

- ④ 国、自治体のホームページからダウンロードして印刷した
- ⑤ 自身で作成した(購入した場合を含む。)
- ⑥ 標識(ステッカー)を掲示していない
- ⑦ その他 (自由記載:)

Q11. 標識(ステッカー)を、掲示し始めたのはいつ頃からですか。(Q8 で⑥を選択した方は、

(Q10 へ移動)

- ① 令和 2 年(2020 年)の改正健康増進法の施行時期頃から掲示
- ② 令和 3 年(2021 年)頃から掲示
- ③ 令和 4 年(2022 年)頃から掲示
- ④ 令和 5 年(2023 年)頃から掲示
- ⑤ 令和 6 年(2024 年)頃から掲示
- ⑥ 令和 7 年(2025 年)頃から掲示

Q12. 令和2年の改正健康増進法施行時期とコロナ禍が重なりましたが、受動喫煙防止対策について十分な対策が実施できたと思いますか。(店内に喫煙室を設置するなど)

(複数回答可)

- ① 十分できた
- ② 実施できた
- ③ ほとんど実施できなかった
- ④ 全く実施できなかった
- ⑤ コロナ禍でなければ実施できた

Q13. 厚生労働省の「飲食店における受動喫煙対策キャンペーン」として、飲食店における改正健康増進法(受動喫煙防止)の施行状況について確認調査が実施されましたか。以下の期間に保健所等の役所による調査を受けましたか。(対象期間:令和 7 年 5 月 26 日~6 月 6 日)

- ① 調査を受けた
- ② 調査を受けていない

Q14. 令和2年の改正健康増進法(受動喫煙防止対策)の施行により、店舗等の喫煙環境が変化した結果、売上や来店客数に変化はありましたか。

- ① 来店客数が増え、売上が上がった
- ② 来店客数が減り、売上が下がった
- ③ 変わらない
- ④ 分からない
- ⑤ その他(自由記載:)

Q15. 令和2年の改正健康増進法施行によって、店舗等の喫煙環境を変更した結果、従業員の確保に影響はありましたか。

- ① 従業員を確保しやすくなつた
- ② 従業員を確保しにくくなつた
- ③ 変わらない
- ④ 分からない

Q16. お客様から次のような苦情をもらったことがありますか。(複数回答可)

- ① 紙巻たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ② 加熱式たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ③ 紙巻たばこを吸わせてほしい
- ④ 加熱式たばこを吸わせてほしい
- ⑤ 苦情はない

Q17. 改正健康増進法の見直しにより、店舗等内において喫煙ができなくなつたら困りますか。

- ① 困る
- ② 困らない

Q18. 店舗等内を全面禁煙とする予定はありますか。

- ① 禁煙とする予定がある
- ② 禁煙とする予定はない
- ③ 分からない

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。

調査票 D	飲食以外の施設
	〔調査対象店舗等〕 理容所、美容所、興行(映画館等)、旅館・ホテル、簡易宿所、下宿、公衆浴場(銭湯)、クリーニング所、食鳥肉販売店、食肉販売店、冰雪販売店

Q1. 貴店舗等の現在の経営業態を選択してください。

- ① 理容所
- ② 美容所
- ③ 映画館等(興行施設)
- ④ 旅館、ホテル等(宿泊施設)
- ⑤ 公衆浴場
- ⑥ クリーニング所
- ⑦ 食鳥肉販売
- ⑧ 食肉販売
- ⑨ 氷雪販売
- ⑩ その他

Q2. 現在経営している店舗等の喫煙環境についてお答えください。(複数回答可)

- ① 店内は全面的に禁煙
- ② 店内に「喫煙専用室(食事不可)」を設置
- ③ 店外に喫煙スペースを設置

Q3. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策(ルール)について、見たり聞いたことがあるものを選んでください。(複数回答可)

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターによる情報発信、啓発、ホームページ、リーフレット等
- ② 国、自治体、日本政策金融公庫のホームページ、リーフレット等
- ③ 営業許可・届出、許可更新手続きの際に保健所等の役所から説明
- ④ 該当なし
- ⑤ その他 (自由記載:)

Q4. 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策(ルール)に関する認識、理解についてお答えください。

- ① 十分に認識、理解している
- ② どちらかというと認識し、理解している

- ③ どちらかというと認識、理解していない
- ④ ほとんど認識、理解していない
- ⑤ 認識、理解する機会がなかった

Q5. 受動喫煙防止対策の標識(ステッカー)掲示の状況についてお答えください。

- ① 店舗等の入口に「喫煙環境」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ② 店舗等内に「喫煙環境」を知らせる標識(ステッカー)を掲示している
- ③ 完全禁煙のため、標識(ステッカー)を掲示していない
- ④ 店舗等内に喫煙環境はあるが、標識(ステッカー)を掲示していない

Q6. 標識(ステッカー)を掲示していない場合は、その理由についてお答えください。

(Q5 で④を選択した方のみ回答)

- ① 標識を掲示しなければならないことを知らなかった
- ② どこに、どの様な標識を掲示するのか分からなかった
- ③ 標識の種類が多くて分からなかった
- ④ その他 (自由記載:)

Q7. 20歳未満の「従業員」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。

(複数回答可)

- ① 措置を講じている(喫煙区画の業務は他の従業員(20歳以上)が行っている
- ② 20歳未満の従業員は雇っていない
- ③ 喫煙区画はない
- ④ 措置を講じていない

Q8. 20歳未満の「利用者・消費者」が喫煙区画へ出入りしないための措置についてお答えください。(複数回答可)

- ① 措置を講じている(店舗等入口、喫煙区画入口に注意喚起の標識(ステッカー)を掲示)
※旅館/ホテルの客室を除く20歳未満の来客は禁煙区画へ案内している
- ② 20歳未満の来客は禁煙区画へ案内している
- ③ 喫煙区画はない
- ④ 措置を講じていない

Q9. 標識(ステッカー)は主にどのように準備(入手)しましたか。(複数回答可)

- ① 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導センターから入手、提供された
- ② 所属している生活衛生同業組合(組合の全国連合会、中央会)、生活衛生営業指導セン

- ターのホームページからダウンロードして印刷した
③ 国、自治体(保健所等)から入手、提供された
④ 国、自治体のホームページからダウンロードして印刷した
⑤ 自身で作成した(購入した場合を含む。)
⑥ 標識(ステッカー)を掲示していない
⑦ その他 (自由記載:)

Q10. 標識(ステッカー)を、掲示し始めたのはいつ頃からですか。(Q9 で⑥を選択した方は、
Q11 へ移動)

- ① 令和 2 年(2020 年)の改正健康増進法の施行時期頃から掲示
② 令和 3 年(2021 年)頃から掲示
③ 令和 4 年(2022 年)頃から掲示
④ 令和 5 年(2023 年)頃から掲示
⑤ 令和 6 年(2024 年)頃から掲示
⑥ 令和 7 年(2025 年)頃から掲示

Q11. 令和2年の改正健康増進法施行時期とコロナ禍が重なりましたが、受動喫煙防止対策
について十分な対策が実施できたと思いますか。(店内に喫煙室を設置するなど)
(複数回答可)

- ① 十分できた
② 実施できた
③ ほとんど実施できなかった
④ 全く実施できなかった
⑤ コロナ禍でなければ実施できた

Q12. 令和 2 年の改正健康増進法(受動喫煙防止)の施行により、店舗等の喫煙環境が変化
した結果、売上や来店客数に変化はありましたか。

- ① 来店客数が増え、売上が上がった
② 来店客数が減り、売上が下がった
③ 変わらない
④ 分からない
⑤ その他(自由記載:)

Q13. 令和 2 年の改正健康増進法施行によって、店舗等の喫煙環境を変更した結果、従業員の
確保に影響はありましたか。

- ① 従業員を確保しやすくなった
② 従業員を確保しにくくなった
③ 変わらない
④ 分からない

Q14. お客様から次のような苦情をもらったことがありますか。(複数回答可)

- ① 紙巻たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ② 加熱式たばこの喫煙をやめさせてほしい
- ③ 紙巻たばこを吸わせてほしい
- ④ 加熱式たばこを吸わせてほしい
- ⑤ 苦情はない

Q15. 改正健康増進法の見直しにより、店舗等内において喫煙ができなくなったら困りますか。

- ① 困る
- ② 困らない

Q16. 店舗等内を全面禁煙とする予定はありますか。

- ① 禁煙とする予定がある
- ② 禁煙とする予定はない
- ③ 現在、店舗等内に喫煙環境はない
- ④ 分からない

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。